

高収益作物に対する助成 (水田活用の直接支払交付金 産地交付金)

◇経営所得安定対策に加入し、水田で出荷・販売を目的として大豆、米粉用米等の戦略作物や園芸作物を生産する農業者に対して、以下の通り支援を行います。

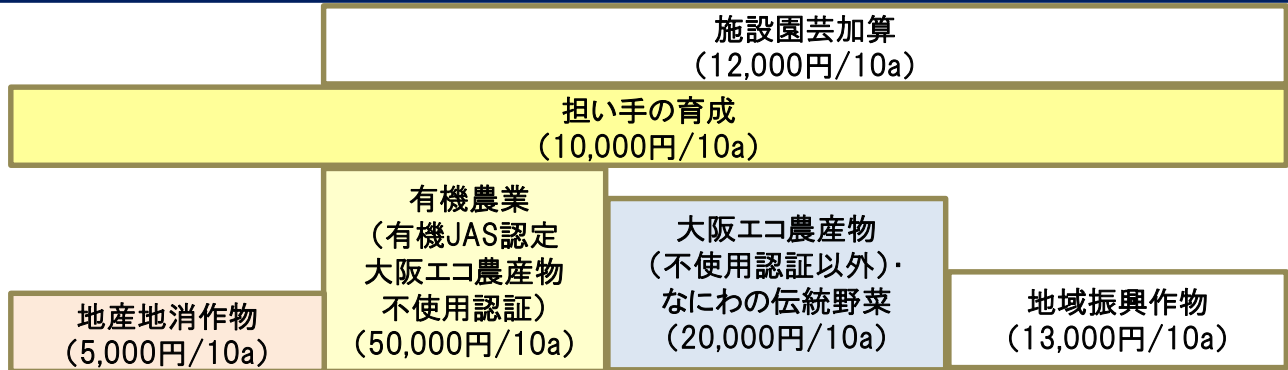
交付単価および交付要件

※交付メニュー、単価等については、国と協議中です。
単価は当初配分を元に設定しているため、追加配分や申請状況等によって変わる可能性があります。

対象作物	要件等	交付単価
① 産地地消作物 (なにわ特産品含む)	令和5年度中に、出荷・販売していること (戦略作物 ^{※1} 、たけのこ、そば、②、③、④の対象作物を除く)	5,000円/10a
② 有機農業 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証)	有機JAS認定もしくは大阪エコ農産物不使用認証(※チツソ不使用除く)を受けた農産物に対する助成	50,000円/10a
③ 大阪エコ農産物 (不使用認証以外)	大阪エコ農産物認証(不使用認証以外)を受けた作物に助成	20,000円/10a
なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	
④ 地域振興作物	地域水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物に定められた品目であるキャベツ、えだまめ、なす、スイートコーン、軟弱野菜(ねぎ、ほうれん草、春菊、小松菜、水菜、モロヘイヤ)に助成	13,000円/10a
⑤ 担い手の育成	10月1日現在で認定されている認定農業者等 ^{※3} が作付けする①~④または⑥の作物に加算(※別途要件があります)	10,000円/10a
⑥ エコ大豆・ エコ新規需要米等 ^{※2} 加算	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米(米粉用米・WCS・飼料用米等)、エコ加工用米に加算	13,000円/10a
⑦ 施設園芸加算	高収益作物の収量・品質の安定及び収益力向上につながる施設栽培をする②、③、④の作物に加算	12,000円/10a

※1 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米
 ※2 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。
 ※3 認定農業者(国版・大阪版)、認定新規就農者及び集落営農組織。

10aあたりの交付額のイメージ(一例)



6月30日までに「経営所得安定対策交付金交付申請書」を市町村(農業再生協議会)にご提出ください。

- 営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。
- 大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。
- 野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。
- 担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。
- 主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません。(水稻の裏作野菜は不可)